

川口市自治基本条例

- ・市民は自治の主体、市政の主人公 まちはみんなで作るもの
- ・「市民が幸せに暮らせる地域社会」を目指して

令和2年11月 川口市企画財政部企画経営課

自治基本条例の構成

- 前文
- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 市民等(第7条—第10条)
- 第3章 市政運営
- 第1節 市政運営の原則(第11条—第14条)
- 第2節 議会(第15条・第16条)
- 第3節 行政運営(第17条—第29条)
- 第4節 市民投票(第30条)
- 第5節 国及び他の地方公共団体との連携並びに国際交流(第31条)
- 第4章 最高規範(第32条・第33条)
- 附則

自治基本条例で定めた市民の市政参加に関する権利

- 第7条第1項

市民は、市政の運営に対して、自ら意見を表明し市政に参加する権利を有する。

- 第7条第2項

市民は、市政の運営に関する情報を知る権利を有する。

- 第7条第3項

市民は、市政への関心又は参加の程度にかかわらず、市政の運営において公平かつ誠実な扱いを受ける権利を有する。



市民の権利は絶大

- 第7条第4項

市民は、前3項に規定する権利を濫用してはならず、常に自治の実現のために行使するものであることを認識しなければならない。



権利の範囲を限定

自治基本条例で定めた市の責務

- 第11条

市は、市政の運営に市民の意思を反映するよう努めなければならない。

- 第12条

市は、市政の運営に関する説明責任を果たすため、市政の運営に関する情報を広く公開するとともに、これを積極的に提供するよう努めなければならない。

- 第14条

市は、市政の運営において、市民に公平かつ誠実に対応しなければならない。

自治基本条例に基づき策定された条例

- 川口市自治基本条例運用推進委員会条例
（自治基本条例第33条第3項 H21.10.1施行）
- 川口市協働推進条例
（自治基本条例第5条第3項 H24.4.1施行）
- 川口市市民参加条例
（自治基本条例第7条第5項 H24.4.1施行）
- 川口市市民投票条例
（自治基本条例第30条第3項 H25.4.1施行）

自治基本条例の各条文に該当する事業や取り組み等 1/5

条例		主な該当事業・取り組み等	主な担当課
第5条	第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア見本市 ・ボランティア広場 ・まちはみんなでつくるものフォーラム 	協働推進課
	第2項		
	第3項	<ul style="list-style-type: none"> ・川口市協働推進条例 ・川口市協働推進委員会 	協働推進課
第6条		<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画 ・災害対策事業 ・総合防災訓練事業 ・防災施設事業 ・水路整備、河川・調整池改修事業 ・消防関係事業 	防災課 消防局
第7条	第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・各種パブリックコメントの実施 ・附属機関等の委員の市民公募 ・市長への手紙 ・情報公開・個人情報保護制度 ・市政情報コーナー 	秘書課 企画経営課 行政管理課
	第2項		
	第3項		
	第4項		
	第5項	<ul style="list-style-type: none"> ・川口市市民参加条例 	行政管理課

自治基本条例の各条文に該当する事業や取り組み等 2/5

条例		主な該当事業・取り組み等	主な担当課
第8条			
第9条	第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・自治活動・コミュニティ作りの推進 ・町会相談員制度 ・町会・自治会の加入促進に関する協定 	自治振興課
	第2項		
第10条		<ul style="list-style-type: none"> ・川口市地域貢献事業者認定事業 ・住工共生コミュニティ活動支援事業 	産業振興課
第11条		7条と同様	
第12条		<ul style="list-style-type: none"> ・7条と同様 ・広報かわぐちの配布 	
第13条		<ul style="list-style-type: none"> ・7条と同様 ・川口市個人情報保護条例 	行政管理課
第14条		7条第3項と同様	
第15条	第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・通常議会、特別委員会等の運営 ・議員提案による条例・意見書・決議など 	議会事務局
	第2項		
	第3項		
第16条	第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴制度やHP、インターネット中継による公開 ・請願・陳情など 	議会事務局
	第2項		

自治基本条例の各条文に該当する事業や取り組み等 3/5

条例		主な該当事業・取り組み等	主な担当課
第17条		7条と同様	
第18条		25条、26条と同様	
第19条	第1項	7条と同様	
	第2項		
	第3項		
第20条		(7条と同様) ・川口市市民参加条例 川口市附属機関等の委員の公募に関する要綱 ※定員または総数のいずれが多い方の数に対して、1割以上を公募委員とするよう努力する	行政管理課
第21条		(7条と同様) ・川口市行政手続条例 申請に対する処分、不利益処分、行政指導及び届出の手続き	行政管理課
第22条		25条、26条と同様	
第23条	第1項	適正な職員配置及び組織改正等の実施	行政管理課
	第2項	・各種研修の実施 階層別研修 ・専門研修 ・派遣研修、職場研修、接遇リーダー研修 等 ・その他の取り組み 事務改善提案制度、政策課題共同研究研修制度(グループ課題研究制度)、市町村アカデミーへの職員派遣、自治大学校への職員派遣	職員課
第24条			

自治基本条例の各条文に該当する事業や取り組み等 4/5

条例		主な該当事業・取り組み等	主な担当課
第25条	第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・予算編成・決算・財務諸表作成関係事務 等 ・市税関係事務(課税、徴収、特別債権回収 等) ・公共施設等総合管理計画 	財政課
	第2項	財務書類の公表(公開ホームページ「川口市の財政」で公表)	
第26条	第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価運用事業 ・行政改革大綱進行管理事業 ・川口市行政評価外部評価委員会 ・行政改革推進委員会 	企画経営課
	第2項		
第27条	第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的監査 定期監査、現金出納検査、決算審査、基金運用状況の審査、財政健全化審査 ・必要に応じて行う監査 行政監査、随時監査、財政援助団体等監査 ・住民監査請求制度 	監査委員事務局
	第2項	監査結果の公表(公開ホームページ「監査等の結果」において公表)	
第28条		未実施	
第29条		<ul style="list-style-type: none"> ・公益通報者保護法 ・川口市公益通報者保護法に係る外部通報に関する要綱 ・川口市職員等の内部通報の処理等に関する要綱 	総務課

自治基本条例の各条文に該当する事業や取り組み等 5/5

条例		主な該当事業・取り組み等	主な担当課
第30条	第1項	川口市市民投票条例	企画経営課
	第2項		
	第3項		
第31条	第1項	埼玉県南4市まちづくり協議会	企画経営課
	第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・人権を尊重した社会づくり ・男女共同参画を進める意識・環境づくり ・国際理解・交流の推進 ・川口市同和対策審議会、同和対策事業、市民相談事業、更生保護活動事業 ・第2次川口市男女共同参画計画、男女共同参画推進事業、男女共同参画市民意識調査事業 ・川口市多文化共生指針、多文化共生推進事業、国際理解教育促進事業、中学生海外派遣補助事業、高校生海外派遣補助事業 	総務課 協働推進課
第32条	第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・川口市職員倫理条例 ・川口市職員倫理規則 	職員課
第33条	第1項	川口市自治基本条例運用推進委員会条例	企画経営課
	第2項		
	第3項		